

青森県報

第三千四百十八号

平成二十三年
七月二十七日
(水曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課) …… 一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 二
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………	(同) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(障害福祉課) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力開発課) …… 三
公 告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) …… 三
出先機関	
土地改良区の定款変更の認可……………	(中南部地域民局) …… 四
土地改良事業の工事の完了……………	(西北部地域民局) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(上北地域民局) …… 四

告

示

青森県告示第六百二十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社弘善商会	坂野 駿一	弘前市大字北瓦ケ町一九の五	平成三〇・七一
変更後		齋藤 徳親		

青森県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
梅村病院	弘前市大字石渡一丁目一の六	平成三〇・五三

青森県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 梅村医院 デンタルオフィスよしだ	所在地又は住所 弘前市大字石渡一丁目一の六 弘前市大字早稲田三丁目六の九	指定年月日 平成三〇・六一 三三・六・二四
-------------------------------	--	-----------------------------

青森県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 齊藤 亨	住 所 つがる市木造曙 三三三の二	施術所の名称 つる田呉本接 骨院	施術所の所在地 北津軽郡鶴田町 大字鶴田字沖津 一九四の一	廃止年月日 平成三〇・六・二五
------------	-------------------------	------------------------	--	--------------------

青森県告示第六百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	事業
特定非常 人活動法 利活動法 人夢	特定非常 人活動法 利活動法 人夢	主たる事務 所所在地	指定障害福祉サービス 事業者
八戸市小中 野の五丁目一 八	八戸市小中 野の五丁目一 八	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉 サービスを 行う事業所
児童デイ サービス イトサポ ーティゆめ	児童デイ サービス 夢・療育 センター	所在地	変更 年月日
八戸市小中 野の五丁目一 八	八戸市大字 中居林字道 合二五の四	平成 三〇・五・三	
三戸郡階上 町倉前東一 丁目九の一 七九四	三戸郡階上 町倉前東一 丁目九の一 七九四		
三〇・六一			

青森県告示第六百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サ ービス事業 所	廃止 年月日
名称 社会福祉法 人清慈会	名称 知的障害 者入所更 生施設	名称 清岳園	平成 三〇・五・三
主たる事務 所所在地	名称 八戸市大字 新井下野場 田字松山七 の一五	所在地 三戸郡南部 町大字高 森五七の七	

青森県告示第六百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人島光会	つがる市木造千代町三四の一	知的障害者入所更生施設	知的障害者更生施設草薙園	弘前市大字大森字草薙五の三	三・六三〇
社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	短期入所	清岳園	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	変更年月日
特定非営利活動法人夢	社会福祉法人内湯療護園	八戸市小中野一五丁目一〇の八	北津軽郡中泊町大字田茂木三三三宮一九三三	指定相談支援事業者 主たる事務所の所在地	平成 三・六 一
夢・相談セン	太刀打しあわせセンター	三戸郡階上町蒼前東一丁目九の九	五所川原市大字早蕨一五の六	相談支援事業を行う事業所の所在地	三・五二

青森県告示第六百三十三号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成二十三年度を開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立八戸工業専門学校	青森県立八戸工業専門学校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練の課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数	授業料
青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立むつ高等技術専門学校	職業に必要に関与する知識を習得しようとする者が在職している者	普通職業訓練・短期職業訓練	公共職業安定所長が推薦を受けた者	ネットシヨップ科	四月	二〇人	
青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立むつ高等技術専門学校	職業に必要に関与する知識を習得しようとする者が在職している者	普通職業訓練・短期職業訓練	公共職業安定所長が推薦を受けた者	建設機械・クレーン運転科	四月八時	一〇人 ×二回	
青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立むつ高等技術専門学校	職業に必要に関与する知識を習得しようとする者が在職している者	普通職業訓練・短期職業訓練	公共職業安定所長が推薦を受けた者	和裁科	三月	二〇人	
青森県立むつ高等技術専門学校	青森県立むつ高等技術専門学校	職業に必要に関与する知識を習得しようとする者が在職している者	普通職業訓練・短期職業訓練	公共職業安定所長が推薦を受けた者	配管科	四月	二〇人	千二百円

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表
平成二十三年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を平成二十三年七月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十七日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

土地改良事業の工完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十七日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良事業の名称	つがる市	工完了年月日
	豊繁地区基盤整備促進事業	平成三・三三

土地改良事業の工完了

次の地区の県営土地改良事業の工完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十七日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

地区名	県営土地改良事業の名称	工完了年月日
下福原	一般農道整備事業	平成三・一〇・五
第3西津軽	基幹水利施設補修事業	三・五・二
鶴田西部	農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備） （農道整備）	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年七月二十七日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

役員名	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	平成三・六・一五就任
〃	岡山 孝誠	字滝沢平二の一〇一〇	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の一	〃
〃	岡山 時夫	字滝沢平二の七一九	〃
〃	松山 定見	二の二二〇	〃
〃	佐伯 一雄	二の二二五	〃
〃	山端 伸憲	四七七の二	〃
〃	鶴ヶ崎文雄	二の二二一	〃
〃	沢居 勝雄	字狼ノ沢一六の二	三・六・一四退任
〃	岡山 孝誠	字滝沢平二の一〇一〇	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の一	〃
〃	岡山 時夫	字滝沢平二の七一九	〃
〃	松山 定見	二の二二〇	〃
〃	山端 伸憲	四七七の二	〃
〃	野田頭哲雄	二の四七九	〃

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）青森市第一問屋町丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭